

令和6年12月12日・13日

総務委員会資料

【条例案】

- 第160号議案 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

… 1 頁

【報告事項】

- 交通事故防止対策の推進状況について

… 4 頁

島根県警察本部

総務委員会資料 (第160号議案)	警察に関する手数料条例の一部を改正する 条例	令和6年12月12日・13日 島根県警察本部
----------------------	---------------------------	---------------------------

1 改正理由

道路交通法施行令に定める運転免許試験等に係る手数料の標準額が一部改正されること及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正されることから、これに伴い「警察に関する手数料条例」の一部改正を行うもの

2 改正概要

マイナンバーカードと運転免許証の一体化及びオンライン更新時講習の開始に伴う手数料の新設並びに自動車保管場所標章の廃止及び物件費や人件費の変動に伴う手数料の改定を行うもの

主な改定手数料は、以下のとおり

新規免許取得時			
現行		改正後	
免許証	2,050円	免許証のみ	2,350円
		マイナ免許証のみ	1,550円
		双方のカード	2,450円

免許更新時			
現行		改正後	
免許証	2,500円	免許証のみ	2,850円
		マイナ免許証のみ	2,100円
		双方のカード	2,950円

更新時講習					
現行			改正後		
		対面		対面	オンライン
優良	500円		優良	500円	200円
一般	800円		一般	800円	200円
違反	1,350円		違反	1,400円	-

※ 更新等のタイミング以外で一体化をする際の手数料は1,500円

改定手数料の一覧は、別添のとおり

3 施行期日

令和7年3月24日

ただし、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う改正規定は、令和7年4月1日

内 容			改正前	改正後	増減額
運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,550	1,650	100
		特定失効者又は特定取消者	1,900	1,950	50
		公安委員会事情失効	800	750	-50
		試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,100	3,900	-200
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	6,600	6,900	300
	普通自動車免許	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,750	1,900	150
		特定失効者又は特定取消者	1,900	1,950	50
		公安委員会事情失効	800	750	-50
		試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,550	2,500	-50
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,350	3,300	-50
	大型特殊自動車免許、大型自動２輪車免許、普通自動２輪車免許又は牽引免許、大型特殊自動車第２種免許若しくは牽引第２種免許	指定自動車教習所卒業者	1,750	1,850	100
		特定失効者又は特定取消者	1,900	1,950	50
		公安委員会事情失効	800	750	-50
		試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,600	2,800	200
		試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,050	4,550	500
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	特定失効者又は特定取消者	1,900	1,950	50
		公安委員会事情失効	800	750	-50
		試験の一部免除を受けない者	1,500	1,600	100
		指定自動車教習所卒業者	1,700	1,800	100
		特定失効者又は特定取消者	1,900	1,950	50
大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許	公安委員会事情失効	800	750	-50	
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,800	4,500	-300	
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	7,650	7,450	-200	
	指定自動車教習所卒業者	1,700	1,800	100	
	6月超１年以内失効	1,550	1,650	100	
仮運転免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,900	2,950	50	
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,350	4,700	350	
技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者	自動車不使用	3,900	3,950	50
		自動車使用	6,400	6,950	550
	普通自動車仮運転免許を受けている者	自動車不使用	3,750	3,850	100
審査		自動車使用	4,550	4,650	100
	自動車不使用	1,400	1,350	-50	
免許証交付	自動車使用	2,850	3,100	250	
	運転免許証を交付	一種・二種	2,050	2,350	300
	免許情報記録個人番号カードを持つ者の保有状況変更	一種・二種		2,550	
	公安委員会事情による失効後の申請の場合		1,700	2,100	400
免許証再交付	仮運転免許証		1,150	1,100	-50
	一種・二種		2,250	2,600	350
	仮運転免許証		1,150	1,050	-100
認知機能検査従事者講習	全項目受講者	1,450	1,400	-50	
	一部免除者	1,200	1,150	-50	
運転技能検査			1,200	1,150	-50
技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許		3,550	3,650	100
	普通自動車免許		23,400	23,750	350
	特定第１種運転免許		19,500	19,800	300
	大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許		14,700	14,450	-250
教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許		21,500	22,200	700
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許		14,550	15,100	550
	普通自動車免許		11,850	12,000	150
	特定第１種運転免許		9,650	9,950	300
再試験	大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許		12,450	12,850	400
	準中型自動車免許	自動車不使用	1,900	2,050	150
		自動車使用	4,400	5,050	650
	普通自動車免許	自動車不使用	1,750	1,950	200
		自動車使用	2,550	2,750	200
	大型自動２輪車免許又は普通自動２輪車免許	自動車不使用	1,650	1,800	150
		自動車使用	3,100	3,550	450
特定免許情報記録	原動機付自転車免許		1,000	1,100	100
	特定免許情報の記録	保有状況の変更		1,500	
		免許証の交付・再交付と同時に		100	
		免許情報記録個人番号カードのみ記録		1,550	
		特定試験免除者に対する記録		1,350	
		複数免許付与者（加算額）		200	
	免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードのみ更新（更新時不交付申出）		800	
		免許情報記録個人番号カードのみ記録変更		1,550	
		免許証及び免許情報記録個人番号カード		100	
	免許証の更新	複数免許付与者（加算額）		200	
免許証の更新		更新時不交付申出又は経由申請をしない者	2,500	2,850	350
		更新時不交付申出（経由申請をしない者）		1,300	
		経由申請	2,550	2,750	200
免許情報記録の更新		経由申請をしない者		2,100	
		経由申請の住所地書換え		1,950	
		経由申請の経由地書換え		1,000	
	経由申請をしない場合		2,950		
双方の更新	経由申請の住所地書換え		2,850		
	経由申請の経由地書換え		2,500		
経由	住所地書換え	550	750	200	
運転経歴証明書	経由地書換え		1,700		
	交付	1,100	1,150	50	
運転経歴情報記録	再交付	1,100	1,150	50	
	記録		900		
国外運転免許証の交付	運転経歴証明書の交付・再交付と同時に		100		
	安全運転管理者等に対する講習（1時間あたり）		2,350	2,250	-100
		取消処分者講習	750	850	100
	取得時講習		30,550	31,200	650
		大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（準中型自動車免許は普通自動車免許を受けている者に限る。）	17,800	18,600	800
		準中型自動車免許（普通自動車免許を受けている者を除く。）	28,000	30,400	2,400
		普通自動車免許	11,200	12,200	1,000
		大型自動２輪車免許	12,450	12,900	450
		普通自動２輪車免許	12,000	12,600	600
		原動機付自転車免許	4,500	5,250	750
二種免許		18,600	19,200	600	

内 容		改正前	改正後	増減額	
講習		応急救護処置講習（一種）	4,200	5,550	1,350
		応急救護処置講習（二種）	8,400	11,100	2,700
	指定自動車教習所職員講習	教習指導員講習	6,750	8,100	1,350
		技能検定員講習	7,500	9,000	1,500
		副管理者講習	4,500	5,400	900
	初心運転者講習	準中型自動車免許	15,050	16,100	1,050
		普通自動車免許	14,350	15,050	700
		大型自動２輪車免許	18,900	19,950	1,050
		普通自動２輪車免許	17,850	18,900	1,050
		原動機付自転車免許	9,800	10,200	400
	更新時講習	優良運転者に対する講習（オンライン）		200	
		一般運転者に対する講習（オンライン）		200	
		違反運転者等に対する講習	1,350	1,400	50
一般３年(オンライン)			200		
高齢者講習	普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査対象者を除く。）	6,450	6,600	150	
	運転技能検査対象者又は普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者				
違反者講習	社会参加活動を含む講習	12,500	12,900	400	
	社会参加活動を含む講習	9,050	9,350	300	
	若年運転者講習	20,250	23,400	3,150	
	特定小型原動機付自転車運転者講習	6,000	6,300	300	
	自転車運転者講習	6,000	6,150	150	
通知手数料		900	1,000	100	
自動車保管場所標章の交付又は再交付		610			

審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額

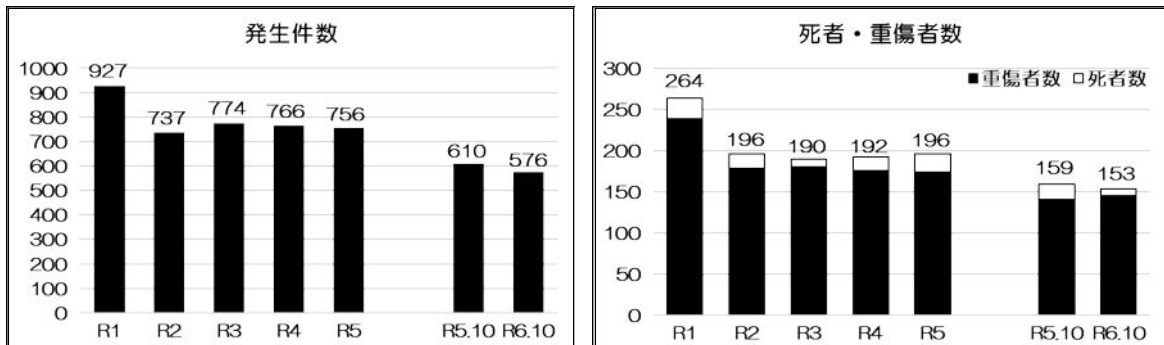
内 容		改正前	改正後	増減額
技能検定員として必要な運転技能	大型自動車免許等	4,000	3,800	-200
	普通自動車免許 特定第１種運転免許	3,550 1,250	3,650 1,200	100 -50
自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車第２種免許等	4,250	4,450	200
	大型自動車免許等 普通自動車免許 特定第１種運転免許	6,700 6,100 2,100	6,350 6,250 1,900	-350 150 -200
技能検定の実施に関する知識	大型自動車第２種免許等	7,400	7,750	350
	大型自動車免許等 普通自動車免許 特定第１種運転免許	2,350 1,900 2,650	2,600 1,850 2,550	250 -50 -100
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	普通自動車免許 特定第１種運転免許	2,050 2,550	2,000 2,400	-50 -150
	大型自動車第２種免許等	3,700	3,750	50
旅客自動車運送業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第２種免許等	2,550	2,600	50
技能検定員として必要な運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,350	2,950	600
	特定第１種運転免許	1,100	1,350	250
教則の内容となっている事項及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	500	550	50
	普通自動車免許	300	350	50
	特定第１種運転免許	300	350	50

審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額

内 容		改正前	改正後	増減額
教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許等	4,000	3,800	-200
	普通自動車免許 特定第１種運転免許	3,550 1,250	3,650 1,200	100 -50
技能教習に必要な教習の技能	大型自動車第２種免許等	4,250	4,450	200
	大型自動車第２種免許等	2,050	2,100	50
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	特定第１種運転免許	1,300	1,350	50
	特定第１種運転免許	1,300	1,350	50
自動車教習所に関する法令についての知識	特定第１種運転免許	1,500	1,550	50
旅客自動車運送業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第２種免許等	2,550	2,600	50
教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,400	3,000	600
	普通自動車免許	900	950	50
	特定第１種運転免許	1,100	1,350	250
	大型自動車第２種免許等	2,850	2,950	100
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	150	200	50
	特定第１種運転免許	150	50	-100

1 交通情勢

発生件数・死者数・重傷者数（過去5年間）



	R1	R2	R3	R4	R5	R1～R5計	R5.10	R6.10
死者数	25	18	10	16	22	91	19	8
重傷者数	239	178	180	176	174	947	140	145
死者・重傷者に占める高齢者の割合	49.2%	48.0%	44.7%	48.4%	47.4%	47.7%	47.8%	46.4%

2 主な交通事故防止対策

(1) 交通安全教育及び広報啓発活動の推進

- ・ メディアと連携した効果的な広報啓発活動
- ・ 高齢者に対する個別訪問指導や安全運転相談
- ・ シミュレーター等による体験型の交通安全教育
- ・ 反射材や自転車用ヘルメットの着用啓発活動



【交通安全ナビゲーター委嘱式】

(2) 交通街頭活動及び交通捜査の強化

- ・ 交通事故実態に応じた警戒活動や交通監視活動
- ・ 悪質・危険性の高い違反に対する指導取締り
- ・ 適正かつ緻密な交通捜査



【シミュレーターによる交通安全教育】

(3) 安全で円滑な交通環境の整備

- ・ 通学路等の安全確保に向けた道路交通環境の整備
- ・ 交通情勢の変化に応じた交通規制の推進
- ・ 交通安全施設の適正な維持管理



【子どもに対する交通安全教育】